

## 単元株式採用にともなう株式分割に関する基準日設定公告

平成 24 年 12 月 14 日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 4 番 12 号  
株式会社レグス  
代表取締役社長 内川 淳一郎

全国証券取引所が単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、平成 24 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、以下のとおり決議いたしましたので公告いたします。

### 記

1. 平成 25 年 1 月 1 日付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 100 株に分割します。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 24 年 12 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。

(2) 分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日（ただし、株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 24 年 12 月 28 日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

2. 発行可能株式総数の増加

会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 1 月 1 日付をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を 19,404,000 株増加して 19,600,000 株とします。

3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定します。

以上

## お知らせおよびご注意

1. 平成 24 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 1 月 1 日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とする決議をいたしました。
2. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 2 月上旬にお届出ご住所にお送りする予定です。
3. 単元株制度の採用に伴い、平成 24 年 12 月 26 日付をもって大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
4. 平成 25 年 1 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
5. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
6. 特別口座の株主様につきましては、下記までお問い合わせください。

(特別口座の株主様のお問い合わせ先)

〒183-8701

東京都府中市日鋼町 1 番 10

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-176-417